令和3年度介護報酬改定における経過措置事項について

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課

目次

1	感染症対策の強化【令和6年3月31日まで努力義務】・・・・・・・・	•		P3
2	業務継続に向けた取り組み強化【令和6年3月31日まで努力義務】・・・・	•		P.5
3	高齢者虐待防止の推進【令和6年3月31日まで努力義務】・・・・・・・	•		P7
4	認知症介護基礎研修の受講の義務付け【令和6年3月31日まで努力義務】	•	• •	P ?

※経過措置終了後は義務化されます。計画的に取り組んでください。

1感染症対策の強化【全サービス共通】

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、 以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

- 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施。
- その他のサービス(訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護 支援、居住系サービス)について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等。

参考資料

〇 厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き」等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

〇 感染症対策力向上のための研修教材配信サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html

2業務継続に向けた取組の強化【全サービス共通】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

参考資料

- 厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業 務継続ガイドライン」
- 厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
- 〇介護施設·事業者における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

3 高齢者虐待防止の推進【全サービス共通】

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

厚生労働省 Q&A

文書名	問番号	質問	回答
事務連絡介護保険 最新情報 vol.952 「令和3年度介護報 酬改定に関する Q&A vol.3)(令和3年3月26日)」の 送付について	問 1	・居宅療養管理指導や居 宅介護支援などの小規模 な事業者では、実質的に 従業者が1名だけとのよ ことがあり得る。この まの開催や研修を 委員会の開催や研修 のか。	・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。 ・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。 ・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

4 認知症基礎研修の受講の義務付け【全サービス共通】

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

厚生労働省 Q&A

文書名	問番号	質 問	回答
事務連絡介護保険 最新情報 vol.952 「令和3年度介護報 酬改定に関する Q&A vol.3)(令和 3年3月26日)」の 送付について	問3	・養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格は有していない者は、 義務づけの対象外とすることが可能か。	・養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業 所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できる ことを条件として対象外とする。なお、福祉系 高校の卒業者につい ては、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書 によ り単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。
	問 4	・認知症介護実践者研修 の修了者については、義 務づけの対象外とするこ とが可能か。	・認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えない。

厚生労働省 Q&A

文書名	問番号	質 問	回答
事務連絡介護保険 最新情報 vol.952 「令和3年度介護報 酬改定に関する Q&A vol.3)(令和 3年3月26日)」の 送付について	問 5	・認知症サポーター等養成講座の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	・認知症サポーター等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものであるが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症 介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その目的・内容が異なるため、認知症サポーター等養成講座修了者は、義務付けの対象外とはならない。
	問 6	・人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者についても、義務付けの対象となるのか。	・人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外である。一方で、義務付けの趣旨を踏まえ、認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施するためには、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではなく、各施設において積極的に判断いただきたい。